

6. 事業内容	当事業の対象地域ラジャスタン州ウダイプール県(以下、ウ県)では、住民の約65%(出典:提携団体 Seva Mandir が2012年5月に発行した報告書)が、ビカネール県(以下、ビ県)ルンカランサル地区では0～5歳児の35%(出典:提携団体プラン・インドが2011年に実施した調査)が中度または重度の栄養不良状態にある。両地域において、多くの子どもが栄養不良状態に陥る主な背景には、乳幼児保育施設へのアクセス困難と施設に関わる人材の知識不足、母子保健や栄養・衛生に関する住民の知識不足が挙げられる。また栄養不良児の治療に伴う親の経済的負担も深刻な問題である。このような状況を改善するため、当事業では、平成26年度より日本NGO連携無償資金協力による支援を受け、3年にわたり対象地域の乳幼児の栄養に関わる施設を整備し、その職員の能力強化を行う。また、住民、特に母親に対する子どもの保健栄養指導を行う。 今期は、第1期・第2期と同じ地域(2県・3地区の70村・100施設)において、第1～2期の学びを取り入れ、当事業終了後の成果の持続性に配慮した以下の活動を実施する。なお、当事業に該当する「持続可能な開発目標(SDGs)」および細分化ターゲットは、「目標2の2.2」、「目標3の3.c」、「目標5の5.4」、「目標6の6.b」である。 1. 乳幼児の保健栄養サービス施設の職員および地域住民の能力強化 1.1 乳幼児保健栄養テキストの普及 1-1-2 乳幼児保健栄養研修の実施 前期に引き続き、第1期に完成させたテキストを使い、これまでの活動での学びを取り入れた研修を実施する。研修は、乳幼児保育施設職員(以下、施設職員)および伝統的助産師(年1回、150人+105人、計255人)、栄養ワーカー(年1回、93人)、妊産婦・授乳中の母親を含む女性(月定例育児指導・相談会に合わせて実施、計2,325人/月)、村議会メンバーおよび自助グループ(計1,050人、延べ7,650人)それぞれを対象に行う。 なお、ウ県では第2期から、施設職員を助け、知識やノウハウがより地域に定着するよう、伝統的助産師も施設職員対象の研修に加えている。乳幼児栄養研修は、参加者の負担を軽減するため第2期同様月定例育児指導・相談会と合わせて実施し、効率的な学びの場を提供する。 また、44村では自助グループと村議会メンバーを対象に持続性を高めるため既存の月例集会の場を活用して毎月実施する。栄養ワーカーまたは施設職員がトレーナーを勤める。自助グループが管轄ではない残り26村では、クラスターコーディネータによる年1回の研修を実施する。 このような研修を通じ、知識定着と行動変容を促進し、地域社会全体が子どもの健やかな成長のために協力できる体制を作る。
----------------	--

1.2 乳幼児栄養食調理冊子の普及

1-2-2 冊子掲載の調理方法の指導、実演する研修の実施

ウ県では、第2期同様に母親グループの代表メンバー(第1期研修済み23人)がトレーナーになり、施設職員や自助グループ(年1回、50人)を対象に研修を行う。その後、研修を受けた施設職員が妊産婦・授乳中の母親(年2回、延べ600人)に対して研修を行う。

ビ県では、母親グループの代表メンバー(第1期研修済み53人)をトレーナーとし、施設職員および自助グループメンバー(150人)と妊産婦・授乳中の母親(1,500人)を対象に年2回の研修を村単位で行う。クラスターコーディネータが適宜サポートをする。

1.3 月定例育児指導・相談会

乳幼児保育施設において毎月、施設職員と栄養ワーカーが協力し、妊産婦を含む母親(ウ県15人、ビ県30人)を集め、各回テーマを決めて育児指導を行う。クラスターコーディネータは施設職員らを適宜サポートする。参加者からの相談にも対応するほか、母親同士の情報交換の場として、対象地域の育児の質の底上げを図る。

1.5 水衛生習慣改善研修

第2期は主に安全な水の扱い方や保管方法について、当事業スタッフへのトレーナー研修と、妊産婦や授乳中の母親を含む住民への研修を実施。公共の建物に絵やスローガンを描き、住民の水衛生に関する意識啓発を進めている。

今期は、住民自身が水衛生に関する課題を認識し、住民主導で水、個人・公衆衛生を改善できるよう提携団体スタッフへのトレーナー研修を行う。次に住民向けの研修(年1回、2,100人)を実施する。住民および当事業スタッフは絵やスローガンを掲げながら各村を練り歩き、栄養・水衛生・保健の意識啓発を行う。また、乳幼児保育施設に通う子どもに水衛生のメッセージを記載したTシャツと帽子を配布する。子どもたちが日常的に着用することで住民に継続的な意識啓発を行い、行動変容を促進する。

1.6 男性対象栄養・保健・ジェンダー研修(今期から実施)

子どもの健やかな成長には、地域や家庭における男性の理解と協力は不可欠である。当事業スタッフを対象としたトレーナー研修を行う。参加者はジェンダー平等の観点から栄養および保健分野の課題を認識するとともに、課題や改善方法を引き出すスキルを学ぶ。

ウ県では、クラスターコーディネータ(当事業スタッフ)が村の男性リーダー(各村から1人以上参加、計100人)をトレーナーとして育成する。そしてその男性リーダーが各村で男性30人に研修を行う。

一方、ビ県では、クラスターコーディネータは栄養ワーカーを地域内のトレーナーとして育成する。栄養ワーカーは各村で2ヶ月に1回、男性30人を対象にテーマを決めて研修を行う。これは、ビ県の慣習・社会的構造の観点から、地域の男性をトレーナーとして育成するのが非常に困難なため

ある。

両県における研修では、個人、家庭、社会レベルにおけるジェンダー不平等の状況を話し合い、それらがどのように子どもの健康と栄養状態に関わっているのか、明らかにする。また、男性が育児や家事を手伝うことでもたらされる多くのメリットを提唱しながら、男性の家庭での役割の幅を広げる。それにより、育児や家事における女性の負担を減少するとともに子どもにとってよりよい環境を整備することを目指す。

1.7 世帯情報記録システム携帯デバイス研修

事業申請時には含んでいなかったが、世帯情報記録システム(第1期・第2期に開発・導入済み)で収集したデータの分析・活用方法を学ぶ2日間の研修を行う。栄養ワーカー(93人)とクラスターコーディネータ(5人)を対象に実施することにより、事業終了後も適切にデータが分析・活用され、地域の栄養改善が推進されていくことが期待できる。

(補足資料2-1. トレーニングリスト 参照)

2. サービス施設の環境整備

2.1 乳幼児保育施設の栄養補助食の支給

2-1-2 給食支援

(対象:ウ県ケルワラ地区14村の15施設とギルワ地区6村の10施設、計20村25施設。ビ県の乳幼児保育施設は公立施設で政府から給食の食材として栄養強化粉末が支給されているため、当事業での支援を見送り)

乳幼児保育施設に通う子どもへの給食支給を支援する。当事業開始後、食材や調理方法、食事の頻度を見直し、栄養価を考慮した給食メニューを取り入れたことで、子どもの栄養状態に改善が見られている。今期は第2期より予算配分を削減する一方で提携団体からの予算拠出増、予算内での栄養価の高い給食メニュー考案などを促進する。予算内での栄養価の高い給食メニュー考案などを促進し、当事業終了後の持続性を高める。

2.2 貧血症の乳幼児への微量栄養素等の支給

第2期に引き続き、各村の貧血症の乳幼児に対し、乳幼児保育施設や簡易健康診断デー会場で微量栄養素(鉄分、ビタミンA剤、亜鉛など)と駆虫剤を支給する。また提携団体からの予算拠出増を求め、自立を促す。

2.4 重度栄養不良児の治療支援

当事業でウ県に開設した簡易栄養不良治療センター(Malnutrition Treatment Centre, 以下MTC)および既存のビ県ルンカランサル地区のMTCに看護師2人、調理係1人、清掃員1人をそれぞれ配置し、重度栄養不良児の治療受け入れ体制を整える。両県での支援開始が第2期にずれ込んだため、MTCの運営が軌道に乗るよう、今期も継続して支援する。

3. 啓発イベント

3.1 保健栄養デー

政府は住民の保健栄養に関する知識普及や意識啓発のために各村で「保健栄養デー」の毎月開催を推奨している。しかし、政府予算や人材不足のため当事業対象地域での実施は徹底されていない。

今期も前期に引き続き、ウ県では対象地域に看護師とアシスタントを毎月派遣し、2歳未満児への予防接種を実施する。また、ビ県では保健栄養デーの開催告知を強化する。

3.2 簡易健康診断デー

乳幼児や女性を含む住民がより参加しやすい環境で健康診断を受け、病気を早期に発見し治療が受けられるよう、引き続き対象地域内で簡易健康診断デーを開催する(年間計 42 回)。この活動により、栄養不良と診断された子どもが MTC に照会され治療を受けたり、村で栄養ワーカーが定期的に世帯訪問し経過観察をする体制が可能となる。

3.3 母乳育児促進イベント

第 2 期に引き続き、今期も生後 6 ヶ月までの完全母乳育児を促進するため、世界母乳育児週間(8 月 1ー7 日)に各村でイベントを開催する。生後 6 ヶ月までの完全母乳育児を実行した優良母親の表彰、健康優良児の食生活紹介などを行う。

上記の活動は、村の乳幼児保育施設、集会所や広場など人が集まりやすい場所において開催する。

(補足資料 2ー2. イベントリスト 参照)

4. 行政を巻き込むワークショップ

4.1 州レベル政府連携ワークショップ

当事業の活動成果(成果物含む)について州レベル政府職員(女性子ども福祉局や保健局職員)や栄養改善事業に取り組む NGO 職員などに共有し、行政に対し、事業終了後の業務移管や支援強化を提言するとともに、当事業をモデルとした他地域への活動展開促進を図る。

4.2 相互現地視察を含むワークショップ

4-2-1 政府合同現地視察ワークショップ (各県 1 日)

後述 4.4 「県レベル政府連携ワークショップ」で事業成果や教訓を把握した後に実施する。当事業スタッフが両県を合同で視察し、施設職員、栄養ワーカー、母親や住民代表などへの聴き取りや意見交換も行う。当該県の県レベル政府職員(女性子ども福祉局の子ども開発計画担当官など)も視察に同行し、当事業成果への理解をより深める。

	4-2-2 事業総括ワークショップ（2日間） 前述 4-2-1「政府合同現地視察ワークショップ」の学びを含め、3年間の活動成果と課題を振り返り、事業終了後の持続的な活動の実施方法について協議する。このワークショップでのまとめ、協議事項を、事業終盤に実施する前述 4.1「州レベル政府連携ワークショップ」で参加者に共有する。 4.3 女性子ども福祉局（監督官）との合同視察ワークショップ ビ県において、第2期に引き続き乳幼児保育施設の監督官と対象地域の視察を含む定期的なワークショップを実施する。当事業の活動成果を共有し、乳幼児保育施設を巻き込んだ栄養改善への取り組みに関し、行政との連携促進を図る。 4.4 県レベル政府連携ワークショップ（各県1日） 各県において、県レベル政府職員15人（女性子ども福祉局や保健局職員）に対し3年間の活動成果や教訓を共有し、当事業終了後の政府との連携維持について協議するなど、前述 4-2-1「政府合同現地視察ワークショップ」の現場視察に先立ってアドボカシーを実施する。 （補足資料2-3. ワークショップリスト 参照） 5.1 当事業による成果の共有 申請時は、第3期に当事業の活動や活動成果を関係者へ共有するため映像化しDVDに納める予定だった。しかし、前述の政府連携ワークショップ等で政府や他 NGO に当事業による成果物（テキスト、冊子、世帯情報記録システム等）や活動成果に関して情報共有・発表の機会が十分にあるため、当事業での制作は見送ることとした。																				
7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など	①これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果） 第2期（2015年6月末まで）では、以下の成果が出ている。 1 乳幼児の保健栄養保育施設の職員および地域住民の能力強化 1.1 乳幼児保健栄養テキストの普及 ビ県では全対象者へ、ウ県では村議会・自助グループメンバー以外の対象者へ乳幼児保健栄養研修を終了した。 乳幼児保健栄養に関し、研修内容を理解した参加者人数と合格率： <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>参加者(人)</th><th>合格者(人)</th><th>合格率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児保育施設職員など</td><td>122</td><td>84</td><td>68%</td></tr> <tr> <td>栄養ワーカー</td><td>85</td><td>74</td><td>87%</td></tr> <tr> <td>妊産婦・授乳中の母親</td><td>1,979</td><td>1,247</td><td>63%</td></tr> <tr> <td>自助グループと村議会メンバー</td><td>1,413</td><td>994</td><td>70%</td></tr> </tbody> </table> 【確認方法：研修後テスト結果で正解率7割超】	対象者	参加者(人)	合格者(人)	合格率	乳幼児保育施設職員など	122	84	68%	栄養ワーカー	85	74	87%	妊産婦・授乳中の母親	1,979	1,247	63%	自助グループと村議会メンバー	1,413	994	70%
対象者	参加者(人)	合格者(人)	合格率																		
乳幼児保育施設職員など	122	84	68%																		
栄養ワーカー	85	74	87%																		
妊産婦・授乳中の母親	1,979	1,247	63%																		
自助グループと村議会メンバー	1,413	994	70%																		

1.2 乳幼児栄養食調理冊子の普及

ビ県で妊産婦・授乳中の母親に調理方法の指導、実演研修を実施。多くの参加者から、研修後実際に自宅で作ってみた、簡単で美味しいなどの感想が得られた。全ての研修は両県ともに11月までに完了予定。

- 乳幼児保健栄養に関し、研修内容を理解した参加者人数と合格率：

対象者	参加者(人)	合格者(人)	合格率
乳幼児保育施設職員など	7月以降実施予定		
自助グループ	7月以降実施予定		
妊産婦・授乳中の母親	1,005	748	74%

【確認方法：研修後テスト結果で正解率7割超】

1.3 月例育児指導・相談会

毎月のテーマに沿って、乳幼児保育施設職員が栄養ワーカーと協力して計801回の月例育児指導・相談会を開催。妊産婦や授乳中の母親8,565人が参加。参加者からは、「今まで完全母乳育児や、年齢に合わせた食事の量など、知らなかった。また参加したい」「月例育児指導・相談会に参加してから、ご飯を作る前、トイレに行った後に手を洗う習慣がついた」など活動成果を感じさせる感想を得ている。

- 指導・相談会に参加した妊産婦・母親の人数：1,713人/月

1.4 他の活動地域視察トレーニング

12月上旬に実施予定。

1.5 水衛生習慣改善研修

各村で、公共スペースへの水衛生意識啓発の壁画・スローガン掲載作業を進めている。水衛生習慣改善研修、啓発ポスターや小冊子の作成・配布、村でのイベントは9月以降に実施予定。

2 サービス施設の環境整備

2.1 乳幼児保育施設の栄養補助食と備品の支給

2-1-1 施設の整備

トイレがなく不衛生な環境にある乳幼児保育施設21ヶ所に、簡易トイレ設置を進めている。

2-1-2 給食支援（ウ県のみ）

延べ3,119人の子どもに乳幼児保育施設で栄養価を考慮した給食（1日3回）を支給。事業開始直後の2015年3月と1年後の2016年3月の乳幼児保育施設の子どもの栄養状態（体重対年齢）を比較したところ、以下の表のとおり大幅な改善が見られている。

栄養状態（体重年齢比）					
正常		栄養不良		重度の栄養不良	
2015年3月	2016年3月	2015年3月	2016年3月	2015年3月	2016年3月
63%	87%	33%	11%	3.7%	2%

ビ県では、給食支給は政府の役割のため当事業による給食支援は行っていないが、ウ県の給食支援の成果を認識しビ県の提携団体が県行政機関に働きかけた結果、一部の乳幼児保育施設で子どもに給食を毎日提供するようになった。

- 栄養補助食を支給された6歳未満児の人数(ウ県のみ):624人/月
- 子どもの定期的な成長記録を行う乳幼児保育施設の割合:
ウ県 100% ビ県 43%

2.2 貧血症の乳幼児への微量栄養素等の支給

乳幼児保育施設や簡易健康診断デー会場で子どもに微量栄養素（鉄分、駆虫剤、ビタミンA、亜鉛）を支給中。

- 微量栄養素を支給された乳幼児の人数:2,162人/月
(ウ県 679人/月 ビ県 1,483人/月)

2.3 世帯情報記録システム（ソフトウェア）の導入

より正確かつ迅速なデータ収集能力強化のため、栄養ワーカー向けフォローアップ研修を6月から7月にかけて実施。

2.4 重度栄養不良児の治療支援

ウ県では、3月に州保健省による栄養不良治療に関わる職員向け研修を実施、4月下旬に正式に栄養不良治療センター（以下、MTC: Malnutrition Treatment Centre）を開設。ビ県では、8人の子どもが簡易健康診断デーや世帯訪問で重度栄養不良状態と診断され、MTCに照会された。

- 治療を受けた、対象村に住む重度の急性栄養不良児の人数:18人
(ウ県 15人 ビ県 3人)

3 啓発イベント

3.1 保健栄養デー（対象：ウ県のみ）

ウ県では、6月までに91の保健栄養デーを開催。延べ374人の2歳未満児が予防接種を受け、妊産婦91人が産前検診を受けた。ビ県では、栄養ワーカーが准看護助産師と協力し、妊産婦や乳幼児の母親に保健栄養デーへの参加を促進した結果、人々が自主的に参加して予防接種や産前検診を受けるようになるなど、行動変容が見られている。

- 保健栄養デーで予防接種を受けた2歳未満児の人数(ウ県のみ):6人/月/村

	● <u>完全予防接種を終えた2歳未満児の割合：ウ県 24% ビ県 24%</u> 3.2 簡易健康診断デー ウ県では、4ヶ所で簡易健康診断デーを開催。計56人の妊産婦や授乳中の母親、5歳未満の子どもが診察を受け、うち6人の子どもが栄養不良と診断された。ビ県では村駐在の複数の医師の協力を得て31ヶ所で開催し、計534人が診察を受け、122人の子どもが栄養不良と診断された。栄養不良と診断された子どもはMTCへ照会されるか、栄養ワーカーによる定期的な世帯訪問とカウンセリングを受けている。 ● <u>簡易健康診断デーで健康診断や治療を受けた栄養不良や病気の子ども、妊産婦、授乳中の母親の人数：590人</u> 3.3 母乳育児推進イベント（今期より実施） 8月に実施予定。 4 行政を巻き込むワークショップ 4.2 相互現地視察を含むワークショップ 1月に実施予定。 4.3 女性子ども福祉局（監督官）との合同視察ワークショップ（今期より実施）（ビ県のみ実施） 4月に提携団体スタッフが7人の女性子ども福祉局の職員とともにプロジェクト地域の視察を行った。乳幼児保育施設の子どもの登録数が少ない現状を受け、登録数を増やしていく方法や乳幼児保育施設で定期的に栄養状態を確認する重要性について共有した。また、乳幼児保育施設職員、栄養ワーカー、ビ県の提携団体と女性子ども福祉局間での栄養不良児の情報共有実現に向けて協議した。 ● <u>女性子ども福祉局（監督官）との合同視察ワークショップへの行政からの参加人数：7人</u> ②これまでの事業を通じての課題・問題点 1) 世帯情報記録システム（ソフトウェア） 栄養ワーカーは携帯デバイスを用いた情報収集・入力に慣れてきたが、収集したデータに基づいて妊産婦や母親への適切なカウンセリングや助言を行う能力はまだ乏しい。またクラスターコーディネータの指導能力も強化の必要がある。 2) 水衛生に関する意識啓発 公共の建物の壁面に意識啓発の絵やスローガンをペイントしたり、住民対象に研修を行い衛生知識の普及を図っている。しかし、手洗いの実践やトイレの使用が徹底されていない状況が見られる。個人衛生・公衆衛生に関する行動変容促進には、さらなる意識啓発が必要である。
--	--

	3) 栄養不良治療センター（MTC）の稼動状況 両県の支援対象 MTC への支援開始が当初予定の第 1 期から第 2 期にずれ込み、両県に必要数の看護師と調理係が揃ったのは 2016 年 8 月となった。治療を受けるべき重度栄養不良児の照会も徐々に増えてきているが、治療受け入れ体制はまだ軌道に乗り切れていない。 ③上記②に対する今後の対応策 1) 世帯情報記録システム活用における能力強化 栄養ワーカーおよびクラスターコーディネータを対象に収集したデータの分析・活用方法に関する研修(2 日間)を行う。これにより、クラスターコーディネータが栄養ワーカーを支え、栄養ワーカーが収集データを活かして妊産婦や母親へのカウンセリングや助言ができるようになる。 (4 ページ「1. 7 世帯情報記録システム携帯デバイス研修」参照) 2) 水衛生知識普及と習慣定着化 先ずスタッフ向けに、衛生改善推進の研修を実施。その後、住民対象の研修、住民やスタッフによる意識啓発ラリーのほか、啓発メッセージを載せた子ども用 T シャツと帽子の配布を通じて、日常的な啓発活動を行う。 (3 ページ「1. 5 水衛生習慣改善研修」参照) 3) 重度栄養不良児の早期特定と MTC の運営支援 啓発イベント(簡易健康診断デーなど)のほか、栄養ワーカーや乳幼児保育施設職員、母親を対象に引き続き乳幼児保健栄養研修、月定例育児指導・相談会を開催する。それによってより多くの重度栄養不良児が早期に特定されるようにする。 さらに、MTC 支援も継続し体制を整え、運営を軌道に乗せる。第 3 期は地区保健センターへの費用負担移管に関して県・州行政にアドボカシーを並行して進め、事業終了後の持続性を高める。 (4 ページ「2. 4 重度栄養不良児の治療支援」参照)
--	---

8. 期待される成果と成果を測る指標

直接裨益者数:21,066 人

対象 70 村内の対象地域の妊産婦 1,595 人、授乳中の母親・推定 4,788 人、月齢 0-59 ヶ月以下の子ども 11,174 人、トレーニングを受ける乳幼児保育施設職員等 255 人、栄養ワーカー93 人、地方行政官 11 人、男性 2,100 人、村議会と自助グループ 1,050 人)

間接裨益者数:79,806 人(対象 70 村内の対象地域の人口)

※ 事業申請時は村全体が裨益すると考え、対象 70 村の全人口 115,761 人を間接裨益者数としていた。しかし、事業開始後、農作業のため遠隔地に居住する人々が多いことがわかり、その人たちを当事業の裨益者とするのが難しいと判断したため、第 2 期中間報告時において間接裨益者を変更した。

(補足資料3 裨益者内訳表 参照)

1. 乳幼児保育施設職員や地域住民が研修を受け、家庭レベルで乳幼児の栄養不良の予防・栄養改善に取り組む体制が構築される。
- 2) 妊産婦と母親が、乳幼児保健栄養について理解し、知識を実践するようになる。
 - 乳幼児保健栄養に関し、研修内容を理解した参加者人数:3,798 人
(乳幼児保育施設職員など 255 人、栄養ワーカー93 人、妊産婦・授乳中の母親 2,325 人、自助グループと村議会メンバー1,050 人)
 - 乳幼児栄養食調理に関し、研修内容を理解した参加者人数:2,300 人
(乳幼児保育施設職員および自助グループ 200 人、妊産婦・授乳中の母親 2,100 人)

【確認方法:研修後テスト結果で正解率 7 割超】

 - 指導・相談会に参加した妊産婦・母親の人数: 2,325 人/月

【確認方法:参加者名簿】

 - 生後 6 ヶ月間、完全母乳で育った乳児の割合: 80%
 - 月齢に適した量・質・濃度の離乳食を摂取している乳幼児の割合: 80%
 - 産前産後健診を適切に受けている妊産婦・授乳中の母親の割合: 80%
 - 入手可能な食材で、栄養バランスのよい食事を準備できるようになる親の割合:70%
 - 重度急性栄養不良児の割合: 事業終了時に 3%まで下がる

【確認方法:栄養ワーカーによる聴き取り調査】
- 3) 住民が衛生習慣を身に付け、実践するようになる。
 - 水衛生習慣改善研修の参加者人数: 2,100 人

【確認方法:参加者名簿】

 - 聴き取り調査前の 2 週間以内に下痢をした子どもの割合:第 1 期ベースライン調査に対して 50%減
 - 食前と排泄後に手洗いを実践する子どもの割合: 70%
 - 水を適切な容器に保存し、維持管理している世帯の割合:80%
 - 衛生的な方法で調理し、適切に食事を保存している世帯の割合: 80%

【確認方法:栄養ワーカーによる聴き取り調査】

	4) 男性も育児に協力・参加するようになる。 ● 栄養・保健・ジェンダー研修を受けた男性の人数(2,200 人) 【確認方法:参加者名簿】 ● 育児に参加する父親の割合 (50%) 【確認方法:栄養ワーカーによる聴き取り調査】
	2. 乳幼児保健栄養にかかる施設が十分な備品や栄養剤を備えて乳幼児への給食や栄養不良児の治療ができるようになる。 ● 栄養補助食を支給された 6 歳未満児の人数(ウ県のみ):750 人/月 ● 子どもの定期的な成長記録を行う乳幼児保育施設の割合: 80% 【確認方法:乳幼児保育施設の記録簿】 ● 微量栄養素を支給された乳幼児の人数: 3,500 人/月 ● 治療を受けた、対象村に住む重度の急性栄養不良児の人数:延べ 60 人 【確認方法:成長測定記録票と、地区保健センターの記録】
	3. 住民が、当事業で行う保健サービスを通じて、乳幼児の健康管理を行うようになる。 ● 保健栄養デーで予防接種を受けた 2 歳未満児の人数(ウ県のみ): 50 人/月/村 【確認方法:各イベントの記録簿】 ● 完全予防接種を終えた 2 歳未満児の割合: 80% 【確認方法:栄養ワーカーによる聴き取り調査】 ● 健康診断や治療を受けた栄養不良や病気の子ども、妊産婦、授乳中の母親の人数:1,050 人 ● 母乳育児促進イベントの参加者人数: 3,500 人 【確認方法:各イベントの記録簿】
	4. 乳幼児の栄養改善に向け、行政との連携・協力体制が強化される。 ● 相互現地視察を含むワークショップへの行政からの参加者人数: 第 1 期、今期とも 4 人 ● 女性子ども福祉局(監督官)との合同視察ワークショップへの行政からの参加人数:第 1 期 0 人 → 今期 7 人 【確認方法:参加者名簿】